公益社団法人日本青年会議所

2014年度

会計マニュアル

[消費税率改定に伴う各種取扱い][2014年6月版]

公益社団法人日本青年会議所

2014年度 財政審査会議

日本JC 事務局

編

目 次

はじめに(活用の手引き) ・・・・・	1
I. 見積書の取扱いについて · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	2
1. 事業実施日が2014年 3月31日までの場合	
2. 事業実施日が2014年 4月 1日以降の場合	
3. 年間契約など、契約開始から終了までが2014年4月1日をまたぐ場合	
4. その他	
Ⅱ. 消費税等計算シート(様式13)の記載方法について	3
Ⅲ. 消費税率の判定方法について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
1. 事業の収入科目について	
2. 事業の支出科目について	
3. その他(管理費等、法人会計の収益・費用について)	
Ⅳ. 会計ソフト(Webバランスマン)への入力方法について	
1. 事業決算の入力について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
2. 管理費等の法人会計での費用の入力について・・・・・・ 1	0

はじめに(活用の手引き)

公益社団法人日本青年会議所(以下「日本JC」)は、定款第3条に定める目的を実現する為に平成20年度改正会計 基準に基づき、2010年度新たなる一歩を踏み出しました。そしてその運動を支える財源は、各地青年会議所(以下「L OM」という)からお預かりする会費(内部資金)と諸大会の登録料、行政や財団などからの補助金・助成金及び各企業 の協賛金等(外部資金)によって賄われています。

各会議・委員会と地区・ブロック協議会の行う諸事業はすべて公益法人として資金を提供する内部及び外部の信託に応 えうる適正な内容である必要があります。そして一つひとつの事業会計は、隅々まで細心の注意をはらって明瞭かつ公正 な形で処理をし、資金提供者に報告する重大な責任と義務のもと管理されなければなりません。

そのため、「会計マニュアル[事業会計・委員会会計]」が日本JCの会務運営を含む全ての活動につき、事業計画及 び予算の立案から事業報告及び決算に至るまで、諸事業・会務運営とその会計処理をより円滑かつ適正に処理することが できるように作成されています。通常であればこの「会計マニュアル[事業会計・委員会会計]」に沿って、各会議・委 員会、協議会の会計運営がなされることとなります。

消費税率が2014年4月1日より改定されますが、消費税及び見積書の取得に関する取扱いについても「会計マニュ アル[事業会計・委員会会計]」に記載されており、

・いわゆる「発生主義」の原則に基づく

・可能な限り細目を区分する

ことについては、消費税率の変更に左右されるものではありません。

しかしながら、

「発生主義」とは具体的にどのようなものか

・「5%」「8%」のどちらの消費税率が適用された見積書を取得すべきか

について、判断に迷うケースが生じるものと想定されます。

そこで、事業実施日に応じて大きく3つのケースに区分し、別途、当マニュアルを定めました。

本マニュアルを有効にご活用いただき、各会議・委員会また協議会が大きな成果を上げられますことを心よりお祈り申 し上げ、また、作成に当たって様々なご助言ご示唆をいただいた内部会計監査人グループの皆様に深く感謝申し上げます。

2014年度 財政審査会議 議長 冨田 典良

I. 見積書の取扱いについて (※ 当項目の内容は、2014年1月配布資料と同じ内容です。)

1. 事業実施日が2014年 3月31日までの場合

すべてのものについて、見積書の有効期限を「2014年3月31日」、消費税率を「5%」としてください。

2. 事業実施日が2014年 4月 1日以降の場合

(1)物(チラシや資料、映像DVDなど)の納品について

- ① 2014年3月31日までに納品が完了するものについては、見積書の有効期限を「2014年3月31日」、 消費税率を「5%」としてください。
- ② 2014年4月1日以降に納品が完了するものについては、見積書の有効期限を「2014年12月31日」、 消費税率を「8%」としてください。

(2)講師等出演依頼ついて(下記「3.年間契約など~」に該当する場合を除きます。)

見積書の有効期限を「2014年12月31日」、消費税率を「8%」としてください。

(3) 講師などに対する交通費について

見積書の有効期限を「2014年12月31日」、消費税率を「8%」としてください。

(4)会場費について

見積書の有効期限を「2014年12月31日」、消費税率を「8%」としてください。

(5)設営費について

見積書の有効期限を「2014年12月31日」、消費税率を「8%」としてください。

3.年間契約など、契約開始から終了までが2014年4月1日をまたぐ場合

サーバーの利用、ホームページの管理、講師等出演、アドバイザリー契約などを想定しています。

- (1) 原則として、見積書の有効期限を「2014 年 12 月 31 日」、消費税率を「8%」としてください。
- (2) ただし、月単位での契約や見積書の細目区分が可能である場合は、
 - 2014年3月31日以前の期間に対応するものは、見積書の有効期限を「2014年3月31日」、消費税率を「5%」 としてください。
 - ② 2014年4月1日以後の期間に対応するものは、見積書の有効期限を「2014年12月31日」、消費税率を「8%」 としてください。

4. その他

- (1) 消費税額の内訳を記載しないもの(いわゆる税込または内税)の見積書は認められますが、その場合「税込」 または「内税」の表記をしてください。
- (2)1枚の見積書内で、細目により適用される消費税率が異なる場合は、それぞれの細目に適用される消費税率を 記載するか、見積書を2枚に区分してください。

Ⅱ. 消費税等計算シート(様式13)の記載方法について

2014年度会計マニュアルの消費税等計算シート(様式13)では、各勘定科目において税率5%と税率8%の欄が 新たに設けられております。

これらの欄には、原則的に、上述「Ⅰ. 見積書の取扱いについて」に記載した通りの税率毎に金額を記載頂くことに なります。(詳細は「Ⅲ. 消費税率の判定方法について」をご参考下さい)

例えば、上述 I-1の会場費だと「会場設営費」の「課税支出 税率5%」の欄へ、また、I-2-(4)の会場費 だと、「会場設営費」の「課税支出 税率8%」の欄へ金額を記載して頂きます。

以下、具体的な記載方法を、記載が複雑な 4月1日をまたぐ場合(事業実施日 4月5日)を例にして記載してみます。 ① 登録料収入:1,000円(税込) * 200人:2月15日~4月5日の間に受領 → 8%

② 事業繰入金: 200,000円:税区分「その他収益」

③ 会場設営費:会場費:A社:120,960円(税込):会場使用料
4月 5日使用 → 8%
④ 企画演出費:演出費:B社:105,000円(税込):OP映像作成
3月26日納品 → 5%
⑤ 講師関係費:講演料:C氏:150,000円(税込):詳演会講演料
4月 5日講演 → 8%
⑥ 資料作成費:作成費:B社: 9,450円(税込):アンケート印刷代:3月26日納品 → 5%
⑦ 資料作成費:消耗品:D社: 9,850円(税込):クリップペンシル:4月 2日納品 → 5%
⑧ 雑費
:雑費:銀行:
630円(税込):A社宛送金手数料:3月31日振込 → 5%
⑨ 雑費
:雑費:銀行:
648円(税込):C氏宛送金手数料:4月30日振込 → 8%
① 雑費:銀行:
216円(税込):D社宛送金手数料:4月30日振込 → 8%

このような場合、消費税等計算シート(様式13)は以下のようになります。

									[様式13]				
消 費 税 等 計 算 シ ー ト													
事業名称:													
1. 収益の部 (単位:円)													
į	勘定科	目		決算額(①+②+③+④)	課税収益① 税率5%	課税収益① 税率8%	非課税収益②	特定収益③	その他収益④				
登録	料	収	益	200,000	- n_+070	200,000	\leftarrow			_ (1)			
寄付	金	収	益	0									
補	助		金	0									
助	成		金	0				\langle					
広 告	料	収	益	0				\sim					
販 ラ	5.	収	益	0									
事 業	繰	入	金	200,000					200,000	$\langle C \rangle$			
雑	収		益	0									
収	益		計	400,000	0	200,000	0	0	200,000				
2. 費用	の部						(単位:円)			3			
į	勘定科	目		決算額(①+②)	課税支出① 税率5%	課税支出① 税率8%	非課税その他②						
会場	設	営	費	120,960		120,960							
企画	・演	出	費	105,000	105,000	<							
本 部	団関] 係	費	0						(5)			
講師	関	係	費	150,000		150,000	<			6			
広	報		費	0						-			
資料	作	成	費	19,300	9,450	9,850							
報告	書作	■成	費	0						- ()			
懇 新	見 :	会	費	0									
渉	外		費	0									
旅費	<u>交</u>	<u>通</u>	費	0									
<u>参</u> 加	記記	い品	賀	0									
保	<u> </u>		科	0						- (8+9)			
进加	1言		賀弗	0	1.050		←						
推弗	B		貨計	1,914	115 500	201 674							
頁	н		āſ	১৬7,174	115,500	201,074	0	l					
■収	支	差	額	2,826									
※内種	兑にて	全て記	記載	して下さい。									

1. 事業の収入科目について

(1)登録料収益

原則、「課税収益」となります。その税率は、登録料を集める事業の実施日を基準に判定します。 すなわち、いつ入金されたかは関係なく、事業実施日が2014年4月1日以前の場合は5%、以降の場合は8%と なります。

(2)寄付金収益·補助金

原則、「特定収益」となります。バランスマンでの「税区分」は「不課税」となります。

(3) 助成金・広告料収益

原則、「課税収益」となります。その税率は、登録料と同様に、事業の実施日を基準に判定します。

(4)販売収益

原則、「課税収益」となります。その税率は、物品の販売日を基準に判定します。

(5)事業繰入金

原則、「その他収益」となります。バランスマンでの「税区分」は「対象外」となります。

(6) 雑収益

「雑収益」で一番件数が多いのは「利息」ですが、これは「非課税収益」になります。バランスマンでの科目は 「雑収入-受取利息収入」で「税区分」は「非課税」となります。

その他の雑収益については、ケースバイケースになりますので、ご不明な場合はお問い合わせ下さい。

2. 事業の支出科目について

支出科目に関しては、原則的に、殆どの場合が課税支出となり、その税率は「I.見積書の取扱いについて」 で記載した通りの税率で記載頂くことになりますので、ここでは、一部の例外について若干補足いたします。

(1)保険料支払いの場合

保険料支払いは、原則、様式13の税区分は「非課税その他」、バランスマンでの「税区分」は「非課税」 となります。

(2) 玉串料・印紙代等の支払いの場合

神社・仏閣に対する支払い(主に成功祈願等の玉串料等)や、各種契約書貼付の収入印紙代などは、勘定科目は 「雑費」となり、様式13の税区分は「非課税その他」、バランスマンでの「税区分」は「非課税」となります。

(3)海外での支払いの場合

海外への渡航を含む事業を実施した場合、海外での支出に関しては「非課税支出」になります。また、その場合、 国内の業者への支払いは「課税支出」「非課税支出」が混在することがございますので、ご不明な場合はお問い 合わせ下さい。

3. その他(管理費等、法人会計の収入・支出について)

(1)法人会計の収入科目について(事業関連以外の収入について)

① 会費収入·負担金収入

会費と負担金収入は、特定収入となるので、バランスマンでの「税区分」は「不課税」となります。

② 雑収入

雑収入で一番件数が多いのは「利息」ですが、これは「非課税収益」になります。バランスマンでの科目は 「雑収入-受取利息収入」で「税区分」は「非課税」となります。

その他の雑収入については、ケースバイケースになりますので、ご不明な場合はお問い合わせ下さい。

③ 他会計からの繰入金収入

繰入金収入は、基本的に日本JC内の組織間での内部取引な為、バランスマンでの「税区分」は「対象外」と なります。

(2) 法人会計の支出科目について(事業関連以外の支出について)

支出科目に関しては、事業費と同様に、殆どの場合が課税支出となり、その税率は「I.見積書の取扱いについて」で記載した通りの税率で記載頂くことになりますので、ここでは、一部の例外について補足いたします。

- 保険料支払いの場合
 保険料支払いは、バランスマンでの勘定科目は「保険料支出」、「税区分」は「非課税」となります。
- ② 印紙・証紙代等の支払いの場合 契約書等貼付の収入印紙や証紙代などは、バランスマンでの勘定科目は「租税公課支出-その他租税公課支出」 となり、「税区分」は「非課税」となります。
- ③ 負担金-加盟団体支出の支払いの場合 協議会が加入している各種団体の会費については、基本的に「非課税」となるものが多いと思われますが、 その会費が会報配布やセミナー受講等の「対価性」を持つ場合、「課税支出」扱いとなりますので、ご不明な 場合はお問い合わせ下さい。
- ④ 負担金-地区会費支出の支払いの場合 基本的に日本JC内の組織間での内部取引な為、バランスマンでの「税区分」は「対象外」となります。
- ⑤ 他会計への繰入金支出

日本JC本会から請求される消費税負担金や外部監査負担金等「他会計への繰入金支出」は、日本JC内の 組織間での内部取引な為、バランスマンでの「税区分」は「対象外」となります。

⑥ 海外での支払いの場合

海外での支出が発生した場合に関しては「非課税支出」になります。また、その場合、国内の業者への支払い は「課税支出」「非課税支出」が混在することがございますので、ご不明な場合はお問い合わせ下さい。

(3) その他、注意を要する場合について

ここでは、税率判定で注意を要する事例を列挙いたします。

① 電話代等の口座振替(利用月と支払月が異なる為、4月以降でも消費税が5%となる場合) 電話料金等、3月中のサービス利用の支払いに関する請求書が、4月に到着し、その支払いが4月以降になる 場合、請求書に明記される消費税率は5%となります。そのため、バランスマン入力の際の「日付」は4月 以降でも、「税区分」では「課税(5%)」を選択して下さい。

② LOMに協議会の事務局業務を委託している場合

協議会の事務局業務をLOMへ委託する場合、年間の業務委託契約をLOMと取り交わしていると存じます。 この場合、LOMが消費税納付法人でないことから「非課税」とされる場合が散見されますが、このような 場合、原則としてバランスマン上の「管理費-業務委託費支出」科目で「課税」となります。 その場合の税率は、「I.見積書の取扱いについて」の「3.年間契約~」(2)の事例の様に、年間契約で あっても月単位での契約や、請求の細目区分が可能な場合は、それぞれ対応した税率で処理して頂きますが、 年額のみの場合は、年額を12で割った額の3ヶ月分は5%、9ヶ月分を8%として頂きます。 例えば、年額 60,000円として、それを月額換算しますと、年額 60,000円÷12か月 = 5,000円/1ヶ月分と なり、1~3月迄の3ヶ月分が月額5,000円×3ヶ月分 = 15,000円、4~12月迄の9ヶ月分が月額5,000円× 9ヶ月分 = 45,000円となりますので、15,000円については5%、45,000円については8%で2つに分割して 処理する必要があります。(ご不明な場合はお問い合わせ下さい)

③ その他、判定に悩まれた場合や、これまでに記載した内容と異なる取引が発生した場合(例:取引内容が8% と思われるものの、請求書に明記された税率が5%の場合等)は、別途、ご相談下さい。

Ⅳ. 会計ソフト(Webバランスマン)への入力方法について

Webバランスマンの基本的な入力操作に関しましては「Webバランスマン 簡易操作ガイド(地区・ブロック 協議会用)」をご参考頂き、ここでは消費税の入力に関する部分について、事業決算と、管理費等の法人会計での 費用、それぞれについて重点的に記載いたします。

1. 事業決算の入力について

F

事業決算をWebバランスマンへ入力する際には、事業の決算審議が終了し、事業収支決算報告書(様式10)と 消費税等計算シート(様式13)が完成していることが前提となります。(様式の内容は「Ⅱ.消費税等計算シート (様式13)の記載方法について」と同じ内容にしています。)

ここでは、以下の事業決算の結果を例にして、Webバランスマンへの入力方法をご説明いたします。

	事業収支	決算報台	告 書	[様式10]										
科目	予算額	決算額	差異	(単位 : 円) 摘 要										
(収益の部)														
1登録料収益	200,000	200,000		D										
				0										
3 桶 助 金														
6 販 売 収 益				D										
7事業繰入金	200,000	200,000)	D										
8 雑 収 益	400.000	400.000		0										
(费田の部)	400,000	400,000)	J										
1 会場設営費	120.960	120.960		0										
2 企 画 · 演 出 費	105,000	105,000)	0										
3 本 部 団 関 係 費				0										
4講師関係費	150,000	150,000)	D										
	10.000	10.000												
□ 및 ヘヤ TF № 貸 7 報告書作成費	19,300	19,300		2										
8懇親会費				5										
9 渉 外 費				D										
10旅費交通費				0										
11 参加記念品費														
12 保 陝 科))										
13 通 信 員 14 雑 曹	1 914	1 914	4	5										
15 予 備 費	1,011			0										
費用計	397,174	397,174	ł I	0										
収支差額		2,826	i											
事業名称:	上記の収支差額(余剰金)は、第5回理事会の承認を経て一般会計に繰り入れる。 [様式13] 消費税等計算シート 事業名称・													
1. 収益の部				(単位:円)										
勘定科目 決算額((1+2+3+4) 詳祝収至 税率59	10 詳祝収益() 16 税率8%	非課税収益② 特定	収益③ その他収益④										
登録料収益	200,000	200,000												
奇19 金収益 補助金	0													
助成金	0			\sim										
広告料収益	0	_		$ \rightarrow $										
<u>พ 元 収 益</u> 事 業 繰 入 金	200.000	\rightarrow	\leq	200.000										
雑 収 益	0													
収益計	400,000	0 200,000	0	0 200,000										
2. 費用の部	調査 あい 連税支出	① 課税支出①	(単位:円)											
勘定科目 決算	現(①+(2)) 税率59	杨率8%	非課祝その他(2)											
ム 场 政 呂 貫 企 画 ・ 演 出 費	105,000 105.	000												
本部団関係費	0													
講師関係費	150,000	150,000												
凶 報 賞 資料作成費	19.300 9	450 9.850												
報告書作成費	0													
懇親会費	0													
<u> </u>	0													
参加記念品費	0													
保険料	0													
通信費 ####################################	0	050 064												
<u>理 現</u> 費 用 計	397,174 115.	500 281,674	0											
■収 支 差 額	2,826		ı											
※内税にて全て記載して下	さい。													

(1)処理全体の概要として、上述の様式をWebバランスマンへ入力した場合、下図の通りとなりますので、以降、 詳細について、順を追ってご説明いたします。(加工した図のため、実際の画面とは異なります。)

<									, ⊳ + ≙ 2	C × 🔫 振替伝票	ኢታ	×			
	ファイル(<u>E</u>)	編集(<u>E</u>)	表示()	<u>/</u>) お気に入	り(<u>A</u>)	ツール(<u>T</u>)	へレプ(<u>H</u>))							
(全	WEB 計システム	ALA >[⊟∛	NC 。 処理】:	EMAN >【振替伝票	公益 入力・印	社団法人 J刷】	日本青年新	会議所		ログイン	- <u>-</u> -	日次処理	月次帳	∕─Ma 栗 •••E	.il
Г	振替伝票	ኢታ													
	新規 変更			a											
赵	年度		2014	年度 🔻							会計の		※ダミー	会計※	
票帽	取引日		2014/	/05/09		住	名 〇ム協	議会2014年度	【会員大会事業	決算取引					
軒	2					摘	要								
	明細人力	*==-	<u>~</u>	借方				追加		î	意方				追加
	科目	事業	眍分	税込/4	体	消費	税	科目	事業区分	税込/本体	消	費税			
	会場設営費	支会員	大会事		120,960	課税	8.0%	事業仮払金		200,000	不課税	0.0%	*		
執	<u>山</u> 〇ム協議会		医会員		112.000	(0/0/	8.960	○△協議会2		200.000		0			
行情	大会事業) 今月11日第二	光算取引 会員:	大会事			大調料		大会事業 決 当期収支差	算取引	100.000					
報	云物政者東	業	★△本		120,960	小市木市九 課題	8.0%	密頁	今員★今事	120,960	们活水水加	8.0%			
決	支出	(業)			105,000	(5%)	5.0%	登録料収入	業	200,000	(8%)	8.0%			
清情	○△協議会 大会事業 氵	;2014年月 史算取引	【会員		100,000		5,000	〇ム協議会2 太会事業 決	014年度会員 算取引	185,186		14,814			
幸侵	当期収支差 額				200,000	不課税	8.0%	登録料収益	会員大会事 業	200,000	不課税	8.0%			
	ーー 企画・演出す	₽ <u>会</u> 員;	大会事		105,000	不課税	5.0%	当期収支差 姻		105,000	不課税	5.0%			
	講師関係費	支 会員;	大会事		150,000	課税	8.0%	68							
	■ ○△協議会	来 2014年月 1910日	医会員		138,889	(0/0)	11,111								
	講師関係費	会員	大会事		150,000	不課税	8.0%	当期収支差		150,000	不課税	8.0%			
	資料作成費	展 支 会員:	大会事		9,450	課税	5.0%	28 20 20							
	■ ○△協議会	来 ;2014年月 *2017年月	医会員		9,000	(5%)	450					L			
	(公判集)	*身取51	大会事		0.450	不理我	FOR	当期収支差		0.450	不理我	EON			
	直科TF/00頁	業 支 会員:	大会事		9,450	課税	5.0%	客頁		9,400	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	5.0%			
	<u>出</u> 〇ム協議会	業 2014年月	会員		9,650	(8%)	0.0%								
	大会事業 氵	大算取引	十一五		9,121		729	出期四年美							
	資料作成費	業			9,850	不課税	8.0%	額		9,850	不課税	8.0%			
	<u> 雑費支出</u>	会員) 業	大会事		1,050	課税 (5%)	5.0%								
	○△協議会 太会事業 氵	;2014年月 決算取引	医会員		1,000		50								
	雑費	会員が 業	大会事		1,050	不課税	5.0%	当期収支差 額		1,050	不課税	5.0%			
	<u>雑費支出</u>	会員; 業	大会事		864	課税 (8%)	8.0%								
	○△協議会 太会事業 氵	2014年月 史算取引	医会員		800	'	64								
	雑費	会員が	大会事		864	不課税	8.0%	当期収支差 額		864	不課税	8.0%			
	<u>現金</u>		¥		2,826	不課税	0.0%						_		
	しム[励課号 大会事業 ジ	2014年19 決算取引	279		2,826			1					•		
	相手CD					合計金額		400,000				合計金額		400	,000
	振替区分														
		内部	部取引消	鉣 🗖						登録	登録	印刷	<u>11除</u>	<u>戻る</u>	

(2)ここでは、まず「借方」として、様式13を基に「費用の部」の「会場設営費」を入力します。 「振替伝票入力・印刷」画面で「明細入力」ボタンクリック後、「借方」欄の「追加」ボタンをクリックし、 「科目情報登録」画面(下図 右画像)を表示させます。

「科目種別」で「012:事業活動支出」を選択、「科目」で「600110110:会場設営費支出」を選択、事業区分を 入力後、次に様式13の「課税支出①税率8%」欄に記載した金額「120,960」を入力、次に「消費税区分」で 「課税(8%)」を選択します。「摘要」入力後、画面下部の「登録」をクリックして下さい。



(3) 次に「企画・演出費」を入力します。

再度「借方」欄の「追加」ボタンをクリックし、「科目情報登録」画面(下図 右画像)を表示させます。 「科目種別」で「012:事業活動支出」を選択、「科目」で「600110120:企画・演出費支出」を選択、事業区分 を入力後、次に様式13の「課税支出①税率5%」欄に記載した金額「105,000」を入力、次に「消費税区分」 で「課税(5%)」を選択します。「摘要」入力後、画面下部の「登録」をクリックして下さい。



- (4) 次に、一つの勘定科目で二つの税率が混在する場合として「資料作成費」を入力します。 この場合は、同じ勘定科目で税率毎に一つずつ、合わせて2つの取引を入力することになります。
 - ① まず、一つ目の税率分として、5%の分を入力します。

「振替伝票入力・印刷」画面で「明細入力」ボタンクリック後、「借方」欄の「追加」ボタンをクリックし、 「科目情報登録」画面(下図 右画像)を表示させます。

「科目種別」で「012:事業活動支出」を選択、「科目」で「600110160:資料作成費支出」を選択、事業区分 を入力後、次に様式13の「課税支出①税率5%」欄に記載した金額「9,450」を入力、次に「消費税区分」で 「課税(5%)」を選択します。「摘要」入力後、画面下部の「登録」をクリックして下さい。



② 次に、二つ目の税率分として、8%の分を入力します。
 「振替伝票入力・印刷」画面で「明細入力」ボタンクリック後、「借方」欄の「追加」ボタンをクリックし、
 「科目情報登録」画面(下図 右画像)を表示させます。

「科目種別」で「012:事業活動支出」を選択、「科目」で「600110160:資料作成費支出」を選択、事業区分 を入力後、次に様式13の「課税支出①税率8%」欄に記載した金額「9,850」を入力、次に「消費税区分」で 「課税(8%)」を選択します。「摘要」入力後、画面下部の「登録」をクリックして下さい。



(5) 基本的な入力方法は以上の通りとなりますので、他の勘定科目についても同様におこなって頂き、上記(1) に掲載したような振替伝票になるよう、入力を進めて下さい。

2. 管理費等の法人会計での費用の入力について

管理費等、法人会計における費用をWebバランスマンへ入力する際には、事業決算のように各取引を取りまとめた、完成した様式が無い為、取引毎に、納品日やサービスを受けた日、請求書、領収書などを基に税率を判断していく必要があります。その詳細は「Ⅲ. 消費税率の判定方法について」で記載した通りですので、ここでは、税率毎の入力方法をご説明いたします。

(1) 2014年 3月31日までに納品やサービス提供を受けた案件の入力方法

ここでは、事例を単純化して、3月10日に現金でバインダファイル等文具、税込2,625円分を購入した場合の 入力方法をご説明いたします。(こちらは「出納帳入力」でのご説明といたします。)

「出納帳入力」画面で「現金」出納帳をクリック後、画面左上「表示」をクリックし、画面右上の「追加」 を クリックで、画面下部に出納帳入力部分を表示させます。

「日付」で「03/10」を入力、「相手科目」で「2014事業活動支出-管理費支出-消耗品費支出」を選択後、「摘要」 入力後、「税区分」欄で「課税(5%)」を選択し、「出金」欄に「2,625」を入力後、画面下部の「登録」をクリック して終了です。



(2) 2014年 4月1日以降に納品やサービス提供を受けた案件の入力方法

ここでも、事例を単純化して、4月10日に現金でバインダファイル等文具、税込2,700円分を購入した場合の 入力方法をご説明いたします。

「出納帳入力」画面で「現金」出納帳をクリック後、画面左上「表示」をクリックし、画面右上の「追加」 を クリックで、画面下部に出納帳入力部分を表示させます。

「日付」で「04/10」を入力、「相手科目」で「2014事業活動支出-管理費支出-消耗品費支出」を選択後、「摘要」 入力後、「税区分」欄で「課税(8%)」を選択し、「出金」欄に「2,700」を入力後、画面下部の「登録」をクリック して終了です。

					ج م	≙ ≥ ¢ × 🥷	出納帳条件入力	×			↑★☆
ファイリ(5) 編	(□) 事=(\/) ±>			u ⊐ (u)							00 00 10
: ファイル(E) 和	無(⊑) 42<小(⊻) 6⊃	KICKU(A) D	/=//(I) //	(日)							
									Mail !	REMOTE SUPPORT ログアウ	ト ヘルプ ^
	Ľ Aľ NCĚ IVÝ	▲ 公益社	国法人 日	本青年会議所							
【会計システム】>	【日次処理】>【出終	帔人力】									
							×I a	- 日次処理 月次	、帳票 締日	決算開連 子算関連 新年度処理	里 情報設定 特殊処理
現金出納帳				-1.							
表示範囲	全件 ▼		日付範囲		~						
事業区分											
表示 キャン	セル										コピー 追加
	40.5.51 []	古米豆八		☆ 雨	Wh 21.4-	INET / S		(#+())A)	* 2158-5		
日刊【法番	10-5-7-1-0	<u> 争兼区万</u>	1 (品本55年)	四五	4X5125	机达万	<u>借力(入金)</u>	直方(出金)	差 11页向		
0 00 (01 1000	(地) 高速(会/ニュレ田	K BU		71日ふ 次会移生	6	大連邦	0	9		<u>v</u>	
0 00/10 1000	首通頂金(ナスト用	/	別政府 가니	」		「11日本172 「	30000	0005	30,0		
0 03/10 1690	用和面質又正		剧歌词 义务	515		「赤木光(5%) *	- U	2625	27,3	/5	
C occor 4											
	□ 内部フラク									_	
日何伝播	相手科目	事業区分		摘要	取引先	税区分	借方(入金)	<u> 貸方(出金)</u>	差引残高		
			망자를 수	876		####/00//)		0700	-	_	
04/10	/月末100頁又正	1	PMIX/6J X3	呉17 、	山木又具店	a木代(8%)		2700			
				/		非課税				Z5-53.	
										<u>97.94</u> K	虹目的
						へ課税				W.SK 24	虹(凹路)、戻る
						イ課税 対象外 課税(5%)				<u>X SK</u>	虹虹ない
				/		个課税 対象处 課税(5%)				<u>2.38</u>	11196 王公
						不課税 対象处 課税(5%)				<u><u><u></u></u></u>	11. 11998 王金
			/			不課税 対象处 課税(5%)				<u>V</u> JK	11. 11998 王文
			/			个課税 対象处 課税(5%)					
			/			不課税 內奪处 課税(5%)				20.22	
			/			个課税 対象処 課税(5%)					
			/			个課税 対象处 課税(5%)				2.23	
			/			个課税 对零处 課税(5%)					
			(小課稅 內 餐林 課税(5%)					
						小課税 沙 奈林 課税(5%)					* 100% ·
						小課稅 內委員 課税(5%)					## <u>1</u> ₹ ₹ 100% ~
						小課稅 加強缺 課稅(5%)					411 PUBS RA
						小禄祝 刘全处 課税(5%)					## <u>₽₩₩</u> # * 100% •
						小禄祝 为全处 课税(5%)					411 11123 KS
						小蒜桃 小麦处 陳枝(5%)					411 PUBS IS -
(021/4	1			(1.\$)	小課税 加登 連載 課税(5%)					411 <u>PUES</u> <u>₹</u> ₹ 100% •
0	双引先	耕	区分	借方	(入金)	小課税 小餐处 課税(5%)					## <u>1118</u> € 100% ▼
	双引先	耕	超分	借方	(入金)	小課税 小課税 課税(5%) 課税(5%)					411 PUBS RA
	<mark></mark> <mark></mark> 7具店	耕課税	起分 ((8%) 、		(<u>人金)</u> 2	小課税 小学校 課税(5%) 課税(5%) 貸方(出当 700					411 1019% ₹
0	<mark>又引先</mark> て具店	秋課税	認知 (8%)	借方 ● 0	(入金) 2	小課税 小課税 課税(5%)			欄で	[課税 (8%)	▲ 100% ▼
	対けた	新税 課業税 非業税	超区分 ((8%) 、 (8%)	借方 ▼ 0	(<u>人金)</u> 2	↑	2	脱区分」	欄で	「課税(8%)	(100%) ▼
	对月先 て具店	新 税 税 課 課 課 課 課	超区分 ((8%) 、 税税	借力 0	(人金) 2	小課税 小学校 課税(5%)		脱区分」	欄で す.	『課税(8%)	
0	<mark>又引先</mark> て具店	林 税 課業課 示評 家	返分 (8%) (8%) (8%)	借力 ▼ 0	(人金) 2	小課税 小課税 課税(5%)		脱 区 分 J ま	欄です。	【課税(8%)	
	<mark>双引先</mark> 2具店		返分 ((8%) ((8%)) ((8%)) ((5%))	借方 ▼ 0	(人金) 2	↑	<u>〕</u> 〔〕 〕 〕	税区分」 読択しま [、]	欄です。	「課税(8%)	

(3)年間契約など、契約開始から終了までが2014年4月1日をまたぐ案件の入力方法

ここでは、1月31日に口座からホームページ年間(2014年)管理費、税込60,000円分を振込した場合の入力方法を ご説明いたします。(こちらは「出納帳入力」でのご説明といたします。)

この場合、2014年1月1日から2014年12月31日まで年額60,000円の契約とすると、年額の内、3月迄の3ヶ月分が5%、以降の9ヶ月分を8%とし、それぞれで入力する必要があります。

まずは年額 60,000 円を月額換算しますと、年額 60,000 円÷12 か月 = 5,000 円/1ヶ月分となり、1~3 月迄の 3ヶ月分が月額 5,000 円×3ヶ月分 = 15,000 円、4~12 月迄の 9ヶ月分が月額 5,000 円×9ヶ月分 = 45,000 円と なりますので、15,000 円については 5%、45,000 円については 8%で2つの取引を入力していきます。

※ 但し「I.見積書の取扱いについて」の「3.年間契約~」(2)の事例の様に、年間契約であっても月単位で の支払い契約や、請求の細目区分が可能な場合は、それぞれ対応した税率で処理して下さい。 (ご不明な場合はお問い合わせ下さい)

まずは3ヶ月分15,000円を税率5%で入力します。「出納帳入力」画面で2014年度協議会メイン口座の出納帳を クリック後、画面左上「表示」をクリックし、画面右上の「追加」をクリックで、画面下部に出納帳入力部分を表示 させ、「日付」で「01/31」を入力、「相手科目」で「2014事業活動支出一管理費支出-業務委託費支出」を選択後、 「摘要」入力後、「税区分」欄で「課税(5%)」を選択し、「出金」欄に「15,000」を入力後、画面下部の「登録」を クリックします。

												x
$\langle - \rangle \odot \odot$,Q + ≙ ⊵ q	ジ× 🛞 出納	帳条件入力	×			<u>^</u>	* \$
ファイル(F) 編	(年(F) 表示(V) 封	気に入り(A) ^{いい}	-11.(T) AI	ブ (H)								
(<u>_</u>) =	se(⊑) 3×3(⊻) 83		70(<u>1</u>) · V0	(山)								
		ΔΝΙ							Mail			
		▲ 公益社日	団法人 日本	青年会議所								
【会計システム】>	【日次処理】>【出約	朝帳入力】										
							×= =×	- 日次処理 月	次極票 締日	決算開連 予算開連 新年度	処理 情報設定 特殊処理	2
201470	ックメインロ座(テ	「スト用)出納	帳									
201471												
表示範囲	±1+ ▼	E	日小車回田	~								_
事業区分												
表示 キャン	1216										二ピー 追	<u>hu</u>
日付伝番	11111111111111111111111111111111111111	事業区分	摘	E.	取引先 移	抠分 👖	<u> (入金)</u>	<u>貸方(出金)</u>	差引残高			
		【前E	繰越残】				0	C		0		
01/01 1692		1	期首残高		不課	税 👻	2510000		2,510,	000		
03/01 1689	現金	ļ	財政局 小口球	全 資金移動	不課	税 👻	0	3000	2,480,0	000		
						合計	2,510,000	30,00	0			
▼CFフラグ	◎内部フラグ				_	\sim						
日付				_					Y TI-D-			
MM/DD 12.1	f 祖主科且	争至区分	通	<u>E</u>	取引先 札	船区分	借万(人金)	<u> (第7(出金)</u>	差引残尚			
01/31	業務委託支出		2014年度HP管	[理(1~3月分) ○2	- Webサービス 課税	Ř(5%) 🔻 O		15000				
	r				課税	(8%)		1				
					非許	(税)				登録	東新 祖路 5	<u>E</u> <u>a</u>
					対象	291						
					課務	2(5%)						
				_								
			/	·								
												-
(/								🔍 100%	. ج
							_					
	731先	1867	74	借方() -	2) (S	古(中全	1					
	CHE	TIL	- V	IBM(A)	E 1	2) Viliste	2					
	Vebサービ	ス 課税(5	5%) v h	~	1.1.00		_					
			//// · [0	1500	0						
		課税(8	3%)	0	1500	0		「税マイ	シュ 楣っ	◎「鯉税(□	(%) レン	
		課税(8 非課税	3%)	0	1500	0		「税区分	う」欄て	ご「課税(5	5%)」を	
		課税(8 非課税	1%)	0	1500	0		「税区分 選択 〕	う」欄て ます	ご「課税(5	5%)」を	
		課税(8 非課税 不課税	3%)	0	1500	0		「税区分 選択し	う」欄て ます。	ご「課税(5	5%)」を	
		課税(8 非課税 不課税 対象外	3%)	0	1500	0		「税区分 選択し	う」欄て ます。	ご「課税(5	5%)」を	
		課税(8 非課税 不課税 対象外 課税(5	3%) 	0	1500	0		「税区分 選択し	う」欄て ます。	ご「課税(5	5%)」を	

- 12 -

次に9ヶ月分45,000円を税率8%で入力します。上記処理後、引き続き「日付」で「01/31」を入力、「相手 科目」で「2014事業活動支出-管理費支出-業務委託費支出」を選択後、「摘要」入力、「税区分」欄で「課税(8%)」 を選択し、「出金」欄に「45,000」を入力後、画面下部の「登録」をクリックします。

											_ 0 <u>_ x</u>
$\leftarrow \odot$					P - 1	🔒 🖻 C 🗙 😗	出納帳条件入力	×			↑ ★ ☆
ファイル(E) 編録	稿(E) 表示(⊻) お録	「に入り(<u>A</u>) >	ν−ル(I) へル	プ(且)							
									Mail 있	リモートサポート REMOTE SUPPORT	アウト ヘルプ ^
WEBBA	ĻAŊĊĔŴĮ	AI 9 公益社	1团法人 日本書	青年会議所							
【会計システム】>	【日次処理】>【出納	帳入力】									an an 180 at all 10, sto tag Di an 180
							×_1	- 日次処理 月次	10世界 12月日 22	"异闻通 丁异闻速 漸平」	夏処理 倚難設定 待殊処理
2014ブロッ	ウメインロ座(テ	スト用)出約	枘帳								
表示範囲	全件 👻		日付範囲								
事業区分											
表示しますンオ	214										二ピー 追加
日付伝番	相手科目	事業区分	<u>摘要</u>	Č.	取引先	税区分	借方(入金)	<u>貸方(出金)</u>	差引残高		
0 01/01 1692		L B	日標歴%] 			不課税 ▼	2510000	9	2510.000		
01/31 2772	業務委託支出		2014年度HP管理	聖(1~3月分)	10ムWebサービス	課税(5%) -	0	15000	2,495,000		
03/01 1689	現金	Í	財政局 小口現	金 資金移動		不課税 ▼	0	30000	2,465,000		
						Ai	2,510,000	45,000			
■CFフラグ	■内部フラグ					\frown					
日付伝番	相手科目	事業区分	摘到	Ę	取引先	税区分	借方(入金)	貸方(出金)	差引残高		
MM/DD	業務委託支出		2014年度HP管	 理(4~12月5	BBO AWebt	* 課税(8%) -		45000			
	prenosciecture	1	201112018	-10117.		課税(8%)	l° l	1.0000			
						非課税 一不課税				豆球	史虹 田医 氏る
						対象外 課税(5%)					
			/								Ψ.
											🔍 100% 🔻
	1214	120	T //	/H-+	-(1.4)	(5-4	-(11.4)				
	GIZE	祝	<u>∧</u> 7¥	道力	I(VÆ)	E E	1(工業)				
		1. EB 2.2.2	(00/)								
	Webサービ	: 課税(.8%) 🔽	0		45000		「税区	≤分 欄	で「課税	(8%) を
		課税(8%)					~ 교고 나다	1 + +		
		非課利	Ä					迭択	しよう。		
		不課私	Ŕ								
		対象外	+								
	1	課税(5%)								
	1										

以上で終了となります。